

事業系一般廃棄物収集・運搬業務委託契約書（案）

収 入

印 紙

排出事業者：_____ 奈良市 _____（以下「発注者」という。）と、
収集運搬業者：_____（以下「受注者」という。）は、
発注者の事業場：_____ 道の駅「針テラス」 _____ から排出される事業系一般廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. （受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔一廃〕

許 可 市 町 村：_____ 奈良市 _____

許 可 の 有 効 期 限：_____

事 業 範 囲：_____

許 可 番 号：_____

2. （委託する事業系一般廃棄物の種類、予定数量及び単価）

発注者が、受注者に収集・運搬を委託する事業系一般廃棄物の種類、予定数量、契約金額及び事業系一般廃棄物の運搬先は次のとおりとする。ただし、契約金額には奈良市一般廃棄物処理手数料を含むものとする。

事業系一般廃棄物の種類	燃やせるごみ（紙くず、木くず、生ごみ等）
予定数量	100,000 kg/契約期間内
収集回数	通常回収：4回/週 臨時回収：3回/期間
契約金額	円/月（消費税及び地方消費税を含む） （契約期間全体 円（消費税及び地方消費税を含む））
事業系一般廃棄物の運搬先	奈良市環境清美センター（奈良市左京五丁目2番地）

3. （契約保証金）

奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除とする。

第3条（発注者及び受注者の責任範囲）

1. 受注者は、発注者から委託された事業系一般廃棄物を、その積み込み作業の開始から、前条第2項に規

- 定する運搬先における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
2. 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
 3. 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した事業系一般廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
 4. 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した事業系一般廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第4条（調査等）

発注者は、必要と認める時は、受注者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることができる。また、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

第5条（器具材料の負担等）

受注者は、委託業務の実施に必要な器具、材料等を負担するものとする。

第6条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された事業系一般廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第7条（権利義務の譲渡の禁止）

受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第8条（委託業務完了報告）

1. 受注者は発注者から委託された事業系一般廃棄物の業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し発注者に提出する。
2. 発注者は、前項の報告書を受領したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。受注者は、履行後、直ちに前項の報告書を再度提出することとする。

第9条（業務の一時停止）

1. 受注者は、発注者から委託された事業系一般廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第10条（委託料・消費税及び地方消費税・支払い）

1. 受注者は、委託業務の完了について発注者の確認を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。但し、具体的な支払方法について、別途支払条件の定めのある場合はそれによる。
2. 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に、委託料を受注者に支払

うものとする。

3. 発注者の委託する事業系一般廃棄物の収集・運搬業務に関する委託料は、第2条第2項にて定める契約金額に基づき算出する。
4. 前項の委託料についての消費税及び地方消費税は、受注者が負担する。
5. 委託料の額が経済情勢の変化及び第9条等により不相当となったときは、発注者及び受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

第11条（委託期間の延長）

受注者は、その責めに帰することができない理由により、委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第12条（履行遅滞等）

1. 受注者の責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間満了後、相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、違約金を付して委託期間を延長することができる。
2. 前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
3. 発注者の責めに帰すべき理由により、第10条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して、未払金額につき、遅滞日数に応じて、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

第13条（内容の変更）

発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

第14条（秘密の保持）

受注者及びその業務の従事者（従事していた者を含む。）は、委託業務の処理上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。契約期間が満了し、又は契約が解除された場合も同様とする。

第15条（契約の解除）

1. 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 委託業務の処理について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。
 - (3) 前2号のほか、この契約に違反したとき。
2. 前項の規定によりこの契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。
3. 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた事業系一般廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その事業系一般廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている事業系一般廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の事業系一般廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の事業系一般廃棄物を、発注者の費用をもって当該事業系一般廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

4. 発注者は、第1項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

第16条（談合その他不正行為による解除等）

1. 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2. 前条第2項から第4項までの規定は、前項の解除の場合に準用する。

第17条（暴力団排除措置による解除等）

1. 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは

積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2. 第15条第2項から第4項までの規定は、前項の解除の場合に準用する。

第18条（談合等に係る違約金）

1. 受注者は、この契約に関して、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

2. 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

第19条（管轄裁判所）

この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とする。

第20条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度発注者及び受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第21条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和6年6月1日から令和7年3月31日までとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

受注者